競争的資金等における研究資金の管理等に関する体制図
（「競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程」の概要）

独立行政法人海洋研究開発機構

監査部局責任者：監査室長
組織規程に基づく自らの担当業務範囲を統括し、最高管理責任者を補佐する
（規程第３条第１項第５号）

内部監査
（規程第12条）

モニタリング
（規程第10条）

委託費・科研費等課題

研究課題等の代表者
責任者として運営・管理を担い、参画する研究者等を統括し、課題の目的・方法等に即し誠実に研究開発等を行い、機構の規程、制度が定める手続等を遵守する
（規程第３条第２項第１号）

研究課題等の参画者
課題代表者の運営・管理の下、課題の目的・方法等に即し誠実に研究開発等を行い、機構の規程、制度が定める手続等を遵守する
（規程第３条第２項第２号）

事務職員
分担する事務業務において、機構の規程、制度が定める手続等を遵守した課題の運営・管理等の業務を行う
（規程第３条第２項第３号）

「行動規準」
・適正な執行の確保
・不正使用の防止の確保
（規程第5条）

「意識向上」
・研修会
・説明会
等の開催
（規程第7条）

「手続等の明確化」
・要領
・マニュアル
等の整備
（規程第8条）

相談窓口
（推進課関係各課）
（規程第４条）

最高管理責任者：理事長
機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理等について最終責任を負うとともに、競争的資金等の研究資金の不正を誘発させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る
（規程第３条第１項第１号）

統括管理責任者：経営管理担当理事
最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理等について、機関全体を統括する
（規程第３条第１項第２号）

管理部局責任者：経営企画部長、総務部長、経理部長、事業推進部長
それぞれ組織規程に基づく自らの業務範囲を統括し、統括管理責任者を補佐する
（規程第３条第１項第３号）

執行部局責任者：研究支援部長等
自らが所属する組織における研究資金の執行及び執行管理等の業務を統括する
（規程第３条第１項第６号）

「不正防止活動」担当部署（規程第11条）

「不正防止活動」
・具体的な措置の確実な実施
（規程第11条）

不正防止計画
（規程第９条）

← 報告 修正等指示 →

策定

内部監査
（規程第12条）

モニタリング
（規程第10条）

連携・協力

不正防止推進部署：総務部長〔法務・コンプライアンス室長〕
不正防止計画、モニタリング及び不正発生時対応に係る業務を統括し、最高管理責任者を補佐する
（規程第３条第１項第４号）

内部通報（告発）窓口

不正発生時対応

- 通報 （規程第13条）
- 調査等手続 （規程第14条）
- 懲戒 （規程第15条）
- 取引停止等 （規程第16条）
- 研究資金の返還 （規程第17条）
- 応募等の制限 （規程第18条）

外部相談窓口
（推進課）
（規程第４条）

「行動規準」、「不正への取り組みに関する方針」等の外部公表
（規程第６条）

外部通報（告発）窓口
（法務・コンプライアンス室）
（規程第４条）